

消費生活 だより

「くらしの危険」
通信販売はクーリング・オフできません



インターネット通販で大きめのサイズの靴を購入しましたが、履いてみると窮屈でした。

返品したいと販売業者にメールしたところ「返品できない。利用規約にも書いてある」との回答でした。確かに利用規約には返品不可の記載があったので「それならクーリング・オフしたい」と伝えたら「通信販売にはクーリング・オフの適用はない」との回答で困っています。



●インターネット通販やテレビショッピングなどの通信販売には、法律上のクーリング・

オフ制度はありません。返品の可否や条件についての特約があればそれに従うことになります。

●特約がない場合は、商品を受け取った日を含む8日以内であれば、消費者が送料を負担し返品できます。返品が可能な場合でも、返品期限が設けられている場合があります。商品を受け取ったらすぐに中身を確認することが大切です。

●通信販売で購入する際は、事前に返品が可能であるか、返品の商品などをよく確認しましょう。

●困ったときは、早めに消費生活相談窓口にご相談ください。

10月の消費生活相談

西濃6町のどこでも相談ができます



（予約優先）各会場とも
午前10時～正午、
午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	10/2 (水) 16(水)	☎22-1152
	QRコードからも予約できます	
関ヶ原町	10/9 (水) 23(水)	☎43-0070
養老町	10/7 (月) 21(月)	☎32-1108
神戸町	10/15 (火) 28(月)	☎27-3111
輪之内町	10/3 (木) 17(木)	☎68-0185
安八町	10/10 (木) 24(木)	☎64-3111

問 企画調整課 生活安全係 ☎22-1152



あったかい 言葉がけ運動

「たくさんのご応募ありがとうございます。」
「ご応募の中から部を紹介します。（原文のまま掲載）」

友だちが「いっしょにあそぼ。」とさそって来て、ぼくは、とてもうれしかったです。これからも、なかよくしたいです。ぼくからも「いっしょにあそぼ。」とさそいたいです。

【府中小2年】

地域ボランティアで小学校の草取りをしているとき、地域の方が、『この草を取れば、子どもたちが遊べるか。』を話しながら作業をしてくださっているのを聞いて、子どもたちが、地域の方々に支えられていることを改めて実感し、感謝の気持ちでいっぱいになりました。

【合原小保護者】

とうこうちゅうに、あおバトの人がはたとばんのときに「おはようございます。」と言って来て、とてもとてもうれしい気持ちになりました。あいさつをしてくれたので、わたしも「おはようございます。」と言いました。つぎは、わたしからあいさつをしたいです。

【宮代小2年】

引っ越して間もないのですが、ご近所の方から「子どもの声が聞こえてくると元気になる。」と言ってもらえたことで、不安な気持ちが和らぎました。ニュースなどで、公園等での子どもの声を騒音問題として挙げられている時代に、子どもにとっては生きづらく、育てにくいと感じていましたが、こちらに引っ越してきて、ご近所の方たちから歓迎され、うれしく感じています。お陰で、子どもをのびのびと育てられます。

【岩手小保護者】

今年、私の母が亡くなり、悲しい毎日でした。私の誕生日に、わが子が「ばあちゃん、ママを産んでくれてありがとう。」と言いたい。」と言って来て、心が温かくなり、ポロツときてしまいました。

【不破高保護者】

前に嫌なことがあって落ち込んでいた時、友だちが「どうしたの?」「大丈夫夫?」と優しく声をかけてくれてうれしかったです。その友だちは、人を大切にする優しい心をもっていたから、その行動ができるのだと思います。私も、友だちが落ち込んでいたら、声をかけたいです。

【垂井小5年】

問 青少年健全育成町民会議 生涯学習課 社会教育係 ☎22-1154